

## 原告は、新基準に照らして新たな主張

### 地震動評価で不確かさを考慮すれば、少なくとも揺れは2倍になる

9月25日15時から約20分、大阪地裁202号法廷にて、国相手の大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第7回法廷が行われました。原告、支援者70名以上が傍聴しました。

法廷に先立つ9月19日に原告は「訴えの変更申立書」を提出しました。申立書では、7月8日に施行された新規制基準に照らして、運転停止を求める根拠法を、電気事業法から原子炉等規制法に変更する等これまでの主張の内容を整理しました。また、地震動評価の不確かさ、津波評価の問題を新たな論点として追加しました。

法廷では、原告側弁護士が申立書の内容について陳述しました。冠木克彦弁護士は、地震動評価の不確かさの考慮の問題について、「新基準の審査ガイドでは、地震動評価にあたっては、『必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮されていること』を求めています。不確かさを考慮した場合の地震動は、関西電力が評価している値の最低2倍になります。地震動を現行評価の2倍とした時に、機器の安全性は保証されるのか、そして、大きな争点である制御棒挿入性について安全性が保証されるのかが非常に重要な問題となります」と述べました。

敷地内活断層の問題については、「報道では、大飯の敷地内活断層の問題は終わったような書き方をしていますが、規制委員会として、F-6破砕帯は活断層ではないという最終的な判断は出ていません。設置許可基準に照らし、活断層でないという明確な証拠がない限り、安全側に立った判断がなされるべき」と主張。

谷次郎弁護士は、津波評価について説明しました。これまで「地震随件事象」としての扱っていた津波評価・対策は、新基準では独立した基準として設置許可基準規則等に規定され、世界の事例の検討、文献調査、行政機関による評価の精査等を詳細に行うことが求められるようになりました。谷弁護士は、関電の津波評価は、歴史地震・津波の調査等が不十分であり、新基準を満たしていないと述べました。

#### ■入口論議で引き延ばそうとする国に対し、裁判所は中身に入った主張もするよう求める

原告側の陳述を受け、裁判長は、前々回の法廷（5月22日の第5回法廷）以降に出された、求釈明を含む原告の主張に対して、国からの回答・主張を出してほしいと述べました。国は「はい」と答えた上で、「原告のこれまでの訴えは取り下げということによいですか」と尋ねました。冠木弁護士が「それでよい」と答えると、国は、「取り下げた上での新たな訴えということなので、今回は、本案前（裁判の入口論議）の答弁を提出させていただきます」と言いました。これに対し、裁判長は「本案前の答弁はもう既に行っているのだから」と、早く中身の審議に入るようにとのニュアンスでした。国は「そんなに詳しく本案前の答弁を行う予定はないが、提訴



法廷終了後の報告会

時の訴状の内容のどこが残っていて、どこが変わっているのか、なかなか線引きできないから・・・」等と答え、入口論議で引き延ばす狙いです。また、本案前の答弁を出す期限を12月10日頃、次回法廷は12月16か18日にしてほしいとしました。そのため、次回法廷は、2ヶ月半以上も先の12月18日、書面提出期限はその1週間前の11日となりました。

裁判長は、国に対し、次回出す書面の中で、中身に入ったところの主張ができるのであれば、できるだけ主張するようにと催促しました。また、双方に対して、次回以降は認否を意識的に行うよう求めました。

### ■若狭町から—たくさんの人が水害と原発事故が重なるのを心配している

法廷後、裁判所近くの会場にて、報告会を行いました。約50名が参加しました。

まず、谷弁護士から、法廷の内容について、新基準施行によって、訴えの根拠法令が変わったこと、裁判所が、引き延ばそうとする国を抑え、中身の議論に入れるところは入るよう訴訟指揮を行ったこと等の解説がありました。

小山英之原告団共同代表は、大問題となっている福島第一原発の汚染水流出事故、そして、関電等の汚染水対策の問題点について報告しました。現在行われている再稼働審査では、汚染水流出は防げないこと等が詳しく説明されました。

若狭町の石地優さんは、福井の状況について、「先日の台風18号により各地で大変な被害が出ています。『もんじゅ』と白木地区は一時孤立し、また、若狭町の常神半島の先端部は寸断され、重機も通れず、船で通わなければならない状態になっています。また、今回だけでなく、福井県内の原発のある半島部は、元々道路がないところを無理して削って道路を作っているため、どこの場所も年に何回かがけ崩れが起っています。しかし、水害対策でトンネルを掘ってほしいという昔からの要望はなかなか実っていません」と話しました。水害と原発事故が重なるのを心配している人もたくさんいるということでした。

汚染水問題では、漁協の組合長など嶺北の漁師の人と話をしに行ったということでした。石地さんは、「行動を起こせないかということではなく、話ができないかという感じで行ったのに、これまでも原発はダメだと活発に行動してきた漁師の人でも、なかなか話をするのが困難でした。しかし、漁協等の組織として発言するのは難しくても、個々人で心配している人は多いと思います。だから、一人一人の漁師にあたって、話していきたい」と述べました。

### ■関西から—防災や子ども・被災者支援法に関する自治体への申し入れ等の取り組み

兵庫県芦屋市の山本さんは、9月21日に行われた、芦屋市の防災担当職員を呼んでの「出前講座」について報告しました。この講座は、「原発をなくそう芦屋連絡会」が主催したもので、若狭の原発に対する防災問題に関し、市防災安全課長が市の対応等について説明し、質疑がなされました。「芦屋市自体がヨウ素剤服用基準を超え、避難受け入れは難しいのではないか」等々、芦屋市としても困っているという話が聞け、市として事故時にまともに対応できる状況にないということがよく分かったということでした。

法廷当日25日の午前中、原発事故子ども・被災者支援法に関する大阪府への申し入れが行われました。参加した方から「申し入れには、避難者・支援者、保養キャンプを続けている方等が参加し、支援法の基本方針制定にあたり、大阪で公聴会を開くよう復興庁に要請することを求めました。避難者の方が、生活の厳しさ、健康不安等いろいろと語りました。しかし、大阪府には支援法について検討する部署もなく、基本方針案についての検討もしていないことが分かりました。府から出向いての聞き取りや郵送でのお知らせをする等、実態をしっかり把握

してほしいと話してきました」等々の報告がありました。

次回法廷に向け、各地での取り組みをより一層強めていきましょう。

◆大飯3・4号運転停止行政訴訟（国相手）第8回法廷

12月18日（水）14:00～ 大阪地方裁判所

◆大飯3・4号運転差し止め仮処分裁判（関電相手）即時抗告第3回審尋

10月30日（水）14:30～ 大阪高等裁判所

2013年10月10日

おおい原発止めよう裁判の会事務局（連絡先：美浜の会気付）

〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階

TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

E-Mail: mihama@jca.apc.org